北九州広域都市計画特別用途地区の変更(北九州市決定)

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面 積	備考
スポーツ・レクリエーション地区 (浅生地区) " (桃園地区)	約 3.5 ha 約20.9 ha	
合 計	約24.4 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

(別紙)

理由書

桃園地区は、JR鹿児島本線の八幡駅から西に約1.0km、黒崎駅から東に約1.4kmに位置し、周辺には、商業施設や九州国際大学などの教育施設が集積している地区である。

当地区は、「北九州市スポーツ振興計画」において、スポーツ施設等の中長期的な視点での集約・整備を検討する地区となっており、老朽化が進み更新時期を迎えた桃園市民プール(室内)の整備が予定されている。

一方、当地区の現況用途が第一種住居地域であり、観覧場、運動施設の建築用途が規制対象であることから、今回、用途地域の補完制度である特別用途地区を指定しこれらの規制用途について緩和を行うことで、「ライフステージに応じたスポーツ機会の創造とスポーツを通じた元気なまちづくりの推進」を目指すためのスポーツ・レクリエーション施設の整備を図るものである。

新旧対照表

新 (変更後)

(<u>下線部</u>が変更箇所)

種類	面積	備 考
スポーツ・レクリエーション地区(浅生地区)	約 3.5 ha	
スポーツ・レクリエーション地区 (桃園地区)	約20.9ha	
合 計	約24.4ha	

旧(変更前)

種類	面 積	備考
スポーツ・レクリエーション地区(浅生地区)	約 3.5ha	
合 計	約 3.5ha	

北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例案の骨子

(建築物の建築の制限の緩和について)

下線部が変更箇所

目的

この条例は、建築基準法第49条第2項の規定に基づき、特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の建築の制限を緩和することにより、利便性の高い施設の充実を図り、もって市民の健康の増進及び交流の促進に資することを目的とする。

建築物の建築の制限の緩和

別表の左欄に掲げる特別用途地区内においては、建築基準法第 48 条第 1 項から第 12 項までの 規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物を建築することができる。

別表

特別用途地区の名称	建築することができる建築物
スポーツ・レクリエーション地区	(1) 観覧場
(浅生地区)	(2) 運動施設及びこれに付属する建築物でこれらの床面積の
	合計が 3,000 平方メートルを超えるもの
スポーツ・レクリエーション地区	(1) 観覧場で床面積の合計が1万平方メートル以内のもの
(桃園地区)	(2) 運動施設及びこれに付属する建築物でこれらの床面積
	の合計が3,000 平方メートルを超え1万平方メートル以
	<u>内のもの</u>





